

建築動態統計調査票記入要領

一 建築着工統計調査票

(一) 一般的注意事項

1. 建築物着工統計欄は、建築工事届から建築物（棟）ごとに記入し、その建築物（棟）が住宅又は住宅を含む場合は、住宅着工統計欄にも併せて記入する。なお、1棟中に利用関係の異なる住宅がある場合は利用関係ごとに記入する。（小番号参照）
2. 10㎡と記載されている建築工事届の提出があった場合には、10㎡を超えていると解釈し、10㎡と記入して構わない。
3. 調査事項で記入のない欄については空欄とし、記載しないこと。

(二) 各欄の記入上の注意

1. 着工年月等欄

- (1) 「着工予定期日」着工予定年月を記入する。
- (2) 「作成者氏名」本票を作成した者の氏名を記入する。

2. 建築物着工統計欄

(1) 市区町村

総務省政策統括官（統計基準担当）において定める、統計に用いる「標準地域コード」から該当する都道府県市区町村番号を記入する。

- ① 新設の市については、最終番号の次に連続するものとする。
- ② 市町村合併等により消滅した市町村については、欠番として処理すること。

(2) 市区町村内一連番号

市区町村ごとに一連番号を記入する。

(3) 棟区分

- ① 1件の建築工事届について1棟のみの記載の場合は空欄とする。
- ② 1件の建築工事届について2棟以上の記載があるときは、棟の数に対応させた一連番号を記入する。なお、その中の1棟の中に利用関係の異なる住宅があるときの、一連番号は同一番号となる。
- ③ 1件の建築工事届について10棟以上の記載があるときも、10棟目以降の一連番号はそのまま記入する。

(例－１) 1 件の建築工事届に 120 m²の住宅と 15 m²の物置の 2 棟の記載がある場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
1		6		1	1	01	08010		1	3	120
2		6		1	1	01	08010		1	1	15
(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
1800	2		180	1	1	1	1	1	1	1	120
60	1			2		1	1	1	1	1	15

(4) 小番号

- ① 1 棟の中に利用関係の異なる住宅が有るときのみ記入が必要となる。
- ② 1 棟の中に利用関係の異なる住宅があるときは、住宅着工統計欄には利用関係ごとに記入し、小番号欄に一連番号を記入する。この場合「(5)建築主の種別」～「(21)建て方」については、下の行へは記入する必要はない。

(例－２) 550 m²の住宅 1 棟 10 戸を新築し、建築主がその内の 1 戸に居住し、残り 9 戸を貸家とする場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
	1	6		1	1	01	08030		4	10	550
	2										
(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
6600	2		825	1	1	1	1	3	1	1	55
									2	9	495

(5) 建築主の種別

建築主は、建築工事届「(第二面) 2. 建築主 イ. 建築主の種別」から次の分類により、該当する番号を記入する。

番号	建築主	説明
1	国	国及び独立行政法人等
2	都道府県	都道府県及び関係機関(地方独立行政法人、住宅供給公社、道路公社等)
3	市区町村	市区町村及び関係機関(地方独立行政法人、住宅供給公社等)

4	会社	公社、市区町村組合等) 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに特別の法律に基づいて設立された法人で会社であるもの
5	会社でない団体	会社でない法人（森林組合、財団・社団法人、水害予防組合等）及び法人でない団体（学校後援会、防犯協会、その他法律によらない団体）
6	個人	個人及び個人事業主

(6) 資本の額又は出資の総額

建築主が「4. 会社」の場合のみ該当し、記入を要する。

会社の資本金等は、建築工事届「(第2面) 2. 建築主 ロ. 資本の額又は出資の総額」から次の分類により該当する番号を記入する。

1. 1,000万円以下
2. 1,000万円超～3,000万円以下
3. 3,000万円超～1億円以下
4. 1億円超～10億円以下
5. 10億円超

(7) 敷地の位置（都市計画）

都市計画は、建築工事届「(第二面) 3. 敷地の位置 ロ. 都市計画」から次の分類により該当する番号を記入する。

1. 市街化区域
2. 市街化調整区域
3. 区域区分非設定都市計画区域
4. 準都市計画区域
5. 都市計画区域及び準都市計画区域外

(8) 工事種別

工事種別は、建築工事届「(第二面) 4. 工事種別」から次の分類により該当する番号を記入する。

番号	工事種別	説明
1	新築	既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。
2	増築	既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。
3	改築	建築物の全部若しくは一部を除却し、又は建築物が災害によって滅失した後、引き続いてこれらと用途、規模、構造の著しく異なるない建築物を建てる工事をいう。従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築とする。

① 使用材料の新旧は問わない。

② 同一敷地内の建築物移転又は修繕若しくは変更等の工事は、調査の対象から除外される。

③ 増築及び改築を併せて同時に行う場合は、それぞれの床面積の合計の中の大きい方による。

(9) 建築物の用途（主要用途）

建築物の主要用途は、建築工事届「(第二面) 5. 主要用途」から1棟ごとに番号を記入する。

(9-2) 建築物の用途分類（用途区分）

建築物の用途区分は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ハ. 用途」から1棟ごとに番号を記入する。

(10) 多用途

(注) 「多用途」建築物とは「建築物用途分類 第一章 第3項 建築物用途分類の内容 1 用途分類」に定める建築物の用途区分のうち3種類以上の用途に供する建築物をいう。

建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ハ. 用途」欄中「多用途」に「レ」マークが入っている場合のみ「1」と記入し、それ以外は空欄とする。

(例-3) 6階建て 3,000 m²の建築物を次の3種類の用途（使途）に供する目的で建築する場合

1階	小売業用・日用品の販売を主たる目的とする店舗	1,250 m ²
2階	小売業用・事務所	750 m ²
3～6階	アパート	1,000 m ²

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種類	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
		4	2	1	1	16	08438	1	3	13	3000

(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
45000	6		1500	1	1	1	1	3	2	30	1000

2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名
08438	1250	08030	1000	08470	750		ビル新築工事

(11) 工事部分の構造

① 構造は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ニ. 工事部分の構造」から次の分類により該当する番号を記入する。

番号	構造		説明
1	木造	W	主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。）が木造のもの。（木造モルタル塗、土蔵造を含む。）また、枠組壁工法は木造のみに限られる。
2	鉄骨鉄筋コンクリート造	SRC	主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。（CFT構造も本分類に含む。）
3	鉄筋コンクリート造	RC	主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打込んで一体化した構造。
4	鉄骨造	S	主要構造部が鋼材（炭素鋼若しくはステンレス鋼）又は鋳鉄で造られたもの。（鉄骨を耐火被覆してあるもの、軽量鉄骨造も本分類に含む。）
5	コンクリートブロック造	CB	鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの。（外壁ブロック造も本分類に含む。）
6	その他	—	石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

② 柱と梁の構造が異なる場合は、柱の構造で分類を選択する。

③ 建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類する。

④ 建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ニ. 住宅の建築工法」が「(2) プレハブ工法」の場合、構造は次の3構造に限られる。

1 木造 2 鉄筋コンクリート造 3 鉄骨造

⑤ 建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ニ. 住宅の建築工法」が「(3) 枠組壁工法」(ツーバイフォー)の場合、構造は「1. 木造」に限られる。

(12) 工事の予定期間

工事の予定期間は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ホ. 工事の予定期間」から工事の予定期間を記入する。なお、1月に満たない短い工期は全て1月とし、15日以上端数の有る場合も、繰り上げて1月とする。

(13) 工事部分の床面積の合計

① 床面積の合計は建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ヘ. 工事部分の床面積の合計」から床面積を記入する。

② 床面積の合計とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号の定義によるものの合計をいう。

③ 記入にあたっては、平方メートル単位とし、単位未満を四捨五入して記入する。なお、10㎡と記載されている建築工事届の提出があった場合には、

3. 住宅着工統計欄

(17) 新設又はその他の別

工事別は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ロ. 新設又はその他の別」から次の分類により該当する番号を記入する。

番 号	工 事 別	説 明
1	新 設	住宅（建築動態統計調査規則第2条第2項参照）の新築（旧敷地以外の敷地への移転を含む。）、増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事をいう。
2	そ の 他	住宅の戸が新たに増加しない工事をいう。 *住宅の戸…(23)住宅の戸数②参照

① 「(17)新設又はその他の別」が「2. その他」の場合は、「(23)住宅の戸数」欄は空欄とする。

② 住宅附属建築物の場合は、「(17)新設又はその他の別」が「2. その他」であっても、「(8)工事種別」は「1. 新築」の選択を可能とする。

(18) 新設住宅の資金

① 新設住宅の資金は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ハ. 新設住宅の資金」から次の分類により該当する番号を記入する。

番 号	新設住宅の資金	説 明
1	民間資金住宅	民間資金のみで建てた住宅で、公営、住宅金融支援機構、都市再生機構、公務員及び公社等以外の住宅。
2	公営住宅	公営住宅法に基づいて地方公共団体が国から補助を受けて建てた住宅、及び住宅地区改良法により建てた住宅。
3	住宅金融支援機構住宅	住宅金融支援機構から融資を受けて建てた住宅。（融資額の大小に関係なく一部でも住宅機構資金の融資を受けて建てた場合を含む。）
4	都市再生機構住宅	都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅。
5	そ の 他	国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建てた住宅。国が国家公務員のため又は都道府県若しくは市区町村等の地方公共団体がその地方公務員のために建てた住宅。独立行政法人等がその職員のために建てた住宅等及びその他の住宅。

② 調査の対象となるのは、「(17)新設又はその他の別」が「1. 新設」の場合のみであって、「2. その他」の場合は記入せず、空欄としなければならない。

(19) 住宅の建築工法

- ① 住宅の建築工法は、「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ニ. 住宅の建築工法」から次の分類により該当する番号を記入する。

番号	建築工法	説明
1	在来工法	プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいう。
2	プレハブ工法	住宅の主要構造部の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場においてこれらの部材により組立建築を行うことをいう。
3	枠組壁工法	ツーバイフォー工法住宅をいう。

- ② プレハブ工法は次の3構造に限られる。

- イ 木質系プレハブ
- ロ 鉄筋コンクリート系プレハブ
- ハ 鉄骨系プレハブ

- ③ 枠組壁工法の構造は木造に限られる。

(20) 住宅の種類

- 住宅の種類は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ホ. 住宅の種類」から次の分類により該当する番号を記入する。

番号	住宅の種類	説明
1	専用住宅	専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないもの。
2	併用住宅	住宅内に店舗、事務所、工場及び作業場、診療所等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して1戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のもの。
3	その他の住宅	工場、学校、官公署、旅館、下宿、浴場、社寺等の建築物に附属して、これらと結合(1つの建築物(棟)又は棟続き)している住宅とする。ただし、併用住宅と判別し難い場合はその居住部分の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計の5分の1未満のものをその他の住宅とする。

- ① 併用住宅の場合は、建築物用途分類(主要用途)は、10~24の番号を記入する。

- ② 併用住宅の建築主は個人が多いことから、住宅部分は持家となるケースが多く、その他の住宅の建築主は個人以外が多いことから、住宅部分は貸家や給与住宅となるケースが多い。

(例－５) 個人が専用住宅１棟 90 m²を新築する場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
		6		1	1	01	08010		1	3	90
(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
1720	2		135	1	1	1	1	1	1	1	90

(例－６) 個人が飲食サービス業用の店舗付の併用住宅１棟 150 m²(住宅部分が 100 m²)を新築する場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
		6		1	1	19	08010		1	4	150
(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
3200	3		180	1	1	1	2	1	1	1	100
2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名				
08010	100	08450	50			1	B店新築工事				

(例－７) 会社が５階建ての建築物(棟) 2,500 m²で、１階に日用品の販売を主たる目的とする店舗(卸売業、小売業用) (500 m²)、２階以上を貸家４０戸としたゲタバキ住宅を新築した場合。

*ゲタバキ住宅とは、(ア)居住産業併用建築物の中で業務部分と居住部分の利用者が異なり、(イ)住宅の戸数は２戸以上、(ウ)共同住宅で、(エ)利用関係は貸家、給与住宅、分譲住宅のいずれか、(オ)業務部分と居住部分の機能を分離して考える建物をいう。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
		4	3	1	1	19	08030		3	15	2500

(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
37500	5		2000	1	1	1	1	3	2	40	2000

2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名
08030	2000	08438	500				Cマンション新築工事

(例－８) 1棟900㎡の中に旅館(750㎡)と自分が住むための居住部分(150㎡、その他の住宅)を新築した場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種類	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
			6	1	1	19	08400		3	8	900

(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
22800	3		1200	1	1	1	3	1	1	1	150

2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名
08400	750	08010	150				D旅館新築工事

(21) 建て方

建て方は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 へ. 住宅の建て方」から次の分類により該当する番号を記入する。

番号	建て方	説明
1	一戸建	一つの建物が1住宅であるもの。
2	長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
3	共同住宅	一つの建築物(1棟)内に2戸以上の住宅があつて、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共有するもの。

(22) 利用関係

利用関係は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ト. 利用関係」か

ら次の分類により該当する番号を記入する。

番 号	利用関係	説 明
1	持 家	建築主（個人）が自分で居住する目的で建築するもの。
2	貸 家	建築主が賃貸する目的で建築するもの。
3	給与住宅	会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。
4	分譲住宅	建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

(23) 住宅の戸数

- ① 住宅の戸数は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 チ. 住宅の戸数」から戸数を記入する。
- ② 住宅の戸とは、家計を営む者が、独立して居住できるように設備された1棟又は数棟の建築物、若しくは区画されたその一部をいう。
- ③ 1棟の中に利用関係の異なる住宅がある場合は、利用関係ごとに戸数をまとめて各行に記入する。（例－2参照）
- ④ 「(17)新設又はその他の別」が「2. その他」の場合は空欄とする。

(24) 工事部分の床面積の合計

- ① 「(20)住宅の種類」が「1. 専用住宅」の場合の「工事部分の床面積の合計」は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 リ. 工事部分の床面積の合計」欄の床面積を記入する。
- ② 「(20)住宅の種類」が「2. 併用住宅」の場合の「工事部分の床面積の合計」は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 リ. 工事部分の床面積の合計」欄の床面積を記入する。
ただし、「(20)住宅の種類」が「2. 併用住宅」で居住部分と業務部分を明確に区分することができない場合の「工事部分の床面積の合計」は、建築物着工統計欄「(13)工事部分の床面積の合計」と同じとする。
- ③ 「(20)住宅の種類」が「3. その他の住宅」の場合の「工事部分の床面積の合計」は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 リ. 工事部分の床面積の合計」から床面積を記入する。
- ④ 居住産業併用建築物の場合において、ゲタバキ住宅の場合は居住部分のみの床面積を記入し、住宅の種類は専用住宅とする。（例－7参照）
- ⑤ 2棟以上が機能的に結合して併用住宅を構成する場合で、業務の用に供する棟が別棟になっているときは、これを除く。
- ⑥ 住宅附属建築物のように専用住宅に附属する物置、車庫等は住宅の一部として取扱うこととし、「(18)新設住宅の資金」及び「(23)住宅の戸数」以外の各欄は、一般の住宅と同じように記入する。
- ⑦ 記入にあたっては、平方メートル単位とし、単位未満は四捨五入する。

(注) 床面積の記入については、(20)住宅の種類の記事例（例－5～例－8）を参照。

(25) 建築を伴う除却住宅の戸数

- ① 建築を伴う除却住宅の戸数は、建築工事届「(第三面) 2. 除却建築物の概要 ホ. 住宅の戸数」から戸数を記入する。
- ② 建て替えのために、既存の住宅の全部あるいは一部を取り壊した場合の住宅の戸数を記入する。
- ③ 建築物着工統計の「(8)工事種別」が「3. 改築」でかつ、この建築物が住宅であるときは、必ず建築を伴う除却住宅の戸数欄に記入がある点に注意すること。

(26) 建築を伴う除却住宅の利用関係

- ① 建築を伴う除却住宅の利用関係は、建築工事届「(第三面) 2. 除却建築物の概要 ヘ. 住宅の利用関係」から利用関係を記入する。
- ② 記入もれに注意すること。

(27) 建築工事届受理番号

- ① 建築工事届を受理したときに付した一連番号等を記入する。
- ② この欄は、上の行と同一番号の場合は、番号の代わりに「//」でも良いし、ナンバーリング等を用いて記入しても差し支えない。

4. その他（協力の要請）

(1) 2種類以上の用途分類（用途区分）及び用途ごとの工事部分の床面積

2種類以上の用途分類（用途区分）及び2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ト. 用途ごとの工事部分の床面積」から、床面積が大きい順に用途区分及び床面積を記入する。

(2) 消費税

消費税は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 チ. 建築工事費予定額」欄中「消費税込み」に「レ」マークが入っている場合のみ「1」と記入し、それ以外は空欄とする。

(3) 物件名

物件名は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ロ. 物件名」から記入する。

(三) 調査票の整理・提出

1. 調査票の作成は、建築工事届の受理を締切った日以後にまとめて作成するのではなく、数日ごとに区切って作成するなど計画的に作業を行い、別途定める必着期限までに提出できるようにすること。
2. 別記様式-1の建築着工統計調査票目録を添えて提出すること。
3. 調査票を国土交通省に送付後、大幅な追加があった場合は、早急に国土交通省に連絡すること。

二 建築物除却統計調査票

(一) 一般的注意事項

1. 建築物除却統計調査票は、建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届及び建築工事届の(第三面)の2. 除却建築物の概要欄(以下「建築物除却届等」という。)から必要事項を転記して作成する。
2. 除却予定期日が当月分の建築物除却届等から市区郡ごとに建築物除却統計調査票に記入する。
3. 10㎡と記載されている建築物除却届等の提出があった場合には、10㎡を超えていると解釈し、10㎡と記入して構わない。

(二) 各欄の記入上の注意

1. 調査番号等の欄

- (1) 調査番号 当月分について調査票ごとに都道府県内で一連番号を記入する。
- (2) 調査期日 本票の作成期月を記入する。
- (3) 作成者氏名 本票を作成した者の氏名を記入する。

2. 調査事項欄

- (1) 調査年・調査月 除却予定年月を記入する。
- (2) 除却場所 都道府県及び市区郡名を記入する。コード番号は総務省政策統括官(統計基準担当)において定める統計に用いる「標準地域コード」から該当する番号を記入する。
- (3) 建築物の用途 建築物の用途は、除却届「(第二面)4. 主要用途」から番号を記入する。分類にあたっては一敷地内の全建築物の総括用とすること。

- (4) 除却原因 除却原因については、該当する番号を記入する。

番号	除却原因	説 明
1	老朽して危険があるため	主要構造部が腐朽して構造上の耐力性を著しく欠いたため除却しようとする場合
2	そ の 他	「1」以外の理由。例えば道路の拡幅工事等によって除却しようとする場合

- (5) 構 造 構造については、該当する番号を記入する。

番号	構 造	説 明
1	木 造	主要構造部が木造のもの(木造モルタル塗及び土蔵造を含む。)

2	そ の 他	「1」以外のもの（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造等で木造以外のもの）
---	-------	--

(6) 建築物の数

除却しようとする建築物の棟数を記入する。

(7) 住宅の戸数

除却しようとする建築物が居住専用建築物又は居住産業併用建築物の場合は、除却しようとする住宅の戸数を記入する（0の場合は、「0」と記入する）。

ただし、一部が除却された場合で、残りの部分に世帯が居住できる場合については戸数を「0」と記入する。

(8) 建築物の床面積の合計

除却しようとする建築物の床面積の合計を平方メートル単位（単位未満は四捨五入）で記入する。なお、10㎡と記載されている建築物除却届等の提出があった場合には、10㎡を超えていると解釈し、10㎡と記入して構わない。

(9) 建築物の評価額

除却しようとする建築物の評価額の合計を万円単位（単位未満は四捨五入）で記入する。

調査票へ記入する時、桁違いに注意すること。

(三) 調査票の整理

調査票は別記様式－2の建築物滅失統計調査の目録を添えて提出すること。

三 建築物災害統計調査票

(一) 一般的注意事項

1. 建築物災害統計調査票は、建築基準法第 15 条第 3 項の規定によって市区町村長から都道府県知事になされる建築物災害報告書に基づいて作成する。
2. 本調査票は、被災市区郡別及び災害種別ごとに作成する。

(二) 各欄記入上の注意

1. 調査番号等の欄

- (1) 調査番号 報告書の受理番号を記入する。
- (2) 作成期日 本票の作成期日を記入する。
- (3) 作成者氏名 本票を作成した者の氏名を記入する。

2. 調査事項欄

- (1) 被災市区町村名 該当する都道府県名及び市区町村名を記入し、総務省政策統括官（統計基準担当）において定める、統計に用いる「標準地域コード」から該当する番号を記入する。
- (2) 災害種別 災害種別については、次の分類により該当する区分を「○」で囲むこと。

番 号	災害種別	説 明
1	火 災	自然火災を含む。
2	風 水 災	風災又は水災をいう。（同一時に生じた風及び雨による災害も本分類に入れる。）
3	震 災	地震によって発生した火災は震災とする。
	そ の 他	前項以外の災害であって、爆発、自然腐朽、山崩れによるもの等を含む。

- (3) 火災件数 発生した火災の件数を記入する。
- (4) 被害区分 被害区分については次の分類により該当する区分を「○」で囲むこと。

被害区分	被 害 程 度	被害の割合(%)
・全 焼 ・全 壊 ・全 流 失	大部分焼失、倒壊、又は流失して復旧しにくいもの	主要構造部について 100～50
・半 壊 ・半 焼 ・半 流 失	一部分焼失、倒壊若しくは流失し、又は被害が甚だしいが、大修繕によって復旧するもの	主要構造部について 50～20 ※被害の割合が20%未満（部分焼等）の場合にも、

		10㎡を超える場合、当該被害区分欄に記入。
* この表において、被害の割合は、建築物の時価又は建築費等金額を基本として見積もった割合をいうものとする。		

(5) 建築物の数、住宅の戸数、床面積の合計

該当する建築物の数(棟数)、住宅の戸数及び床面積の合計を記入する。「7. 建築物の用途」が「居住」で住宅(附属建築物は含まない。)の場合は、建築物の棟数と下段の住宅の戸数を併記する。床面積の合計は平方メートル単位(単位未満は四捨五入)で記入する。なお、10㎡と記載されている建築物災害報告書の提出があった場合には、10㎡を超えていると解釈し、10㎡と記入して構わない。

(6) 構造

構造については、次の分類による。

番号	構造	説明
1	木造	主要構造部が木造のもの(木造モルタル塗、土蔵造を含む。)
2	その他	1以外のもの(鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造等で木造以外のもの)

(7) 建築物の用途

用途については、「建築物用途分類」を集約した次の分類による。

番号	用途	説明
1	居住	用途分類(主要用途)が01、02又は10から24までに該当するもの
2	その他	1以外の建築物

(8) 建築物の損害見積額

被害建築物の全部又はその一部について被災時の時価で見積もった金額を記入する。ただし、見積困難な場合は、被害部分を従前どおり復元するのに要する建築費を損害見積額とする。

記入にあたっては、万円単位(単位未満は四捨五入)で記入し、桁間違いに注意する。

(三) 建築物災害報告書の作成について

1. 建築物災害報告書の作成については、各欄記入上の注意の要領により市区町村を指導すること。

2. 報告書は災害種別ごとに1枚作成する。ただし、区がある市（特別区でない区のある市を含む。）においては、区ごとに作成報告するように指導する。

(四) 調査票の整理

調査票は別記様式－2の建築物滅失統計調査の目録を添えて提出すること。

建築物滅失統計調査票目録

年 月 分

都道 課
府県

市区郡名	調 査 票 枚 数		市区郡名	調 査 票 枚 数	
	除 却	災 害		除 却	災 害
合 計					